

公益信託法の見直しに関する論点の補充的な検討(2)

目次

第1	公益信託の受託者.....	2
第2	公益信託の信託管理人.....	3
1	公益信託における信託管理人の必置.....	3
2	公益信託の信託管理人の権限・義務, 報酬.....	4
3	公益信託の信託管理人の資格.....	6
第3	公益信託の委託者.....	8
第4	運営委員会等.....	9
第5	公益信託外部の第三者機関による監督.....	10
1	行政庁の権限.....	10
2	裁判所の権限.....	12
3	検査役の選任.....	13
第6	公益信託の受託者の辞任・解任, 新受託者の選任.....	14
1	公益信託の受託者の辞任.....	14
2	公益信託の受託者の解任.....	17
3	公益信託の新受託者の選任.....	21
第7	公益信託の信託管理人の辞任・解任, 新信託管理人の選任.....	23
第8	公益信託における情報公開.....	24

第1 公益信託の受託者

公益信託の受託者の権限、義務及び責任は、目的信託の受託者の権限、義務及び責任と同一とするものとするかどうか。

○部会資料35の第2「公益信託の受託者」

公益信託の受託者の権限・義務・責任は、目的信託の受託者の権限・義務・責任と同一とするかどうか。

(補足説明)

1 公益信託については、公益信託法に特則規定があるものを除き、信託法上の目的信託の規定が適用されており、公益信託の受託者の権限、義務及び責任は目的信託の受託者のものと同一とされている。

2 第35回会議では、部会資料35の第2の提案について、特段の異論は示されなかった。その上で、公益信託の認定基準（公益法人の認定基準と同様に基本的な事項は法律で定めることを前提としている。以下同じ。）のうち関係者に対する特別の利益供与禁止の認定基準を設けることの要否に関連して、公益信託の受託者の善管注意義務等を任意規定とすることには慎重であるべき旨の指摘があったが、公益信託というだけで受託者の義務を強行規定化することは適切でなく、受託者の義務が信託行為で軽減された場合にはその状態を対象として公益信託における関係者への特別の利益供与禁止などの認定基準を満たしているか否かの判断をすることが落ち着きどころとして良いとの指摘もあった。

3 本文では、部会資料35の第2の提案と同様の提案をしており、その内容及び理由に変更はない。本文の提案は、公益信託の受託者に、受益者の定めのある信託の受託者の義務に加え、信託法第260条第1項が規定する目的信託の受託者の委託者に対する通知・報告等の義務（信託法第145条第4項各号）を負わせることの可否を問い、それを是とした場合には、結果として公益信託の受託者の義務が目的信託の受託者の義務と同一になるということを意味している。

なお、公益信託も受益者の定めのある信託を含む広義の信託の一類型であり、平成18年の信託法改正の特色の一つが、私的自治を基本的に尊重する観点から旧信託法の過度に規制的なルールを改め、受託者の義務の内容を適切な要件の下で合理化した点にあることからすると、信託法上の受託者の義務である善管注意義務等を公益信託についてのみ強行規定化する（信託行為で別段の定めを置くことを許容しない）ことには慎重な検討が必要である。また、公益信託の認定を受けようとする信託が公益信託の認定基準に違反している場合にはその公益信託の認定申請が却下され、認定後に基準に違反した場合にも公益信託の認定が取り消

されるようにすれば、当事者間の合意により不適切な内容の公益信託が存在する事態はかなりの程度防止できる。例えば、仮に関係者等に対する特別の利益供与禁止が公益信託の認定基準とされた場合において、信託行為で関係者等に対する特別の利益供与を許容する信託は、信託行為で別段の定めがあることにより善管注意義務等には違反しないが、特別の利益供与禁止の認定基準を満たしていないとして、公益信託の認定申請に対し、不認定処分が行われることが想定される。

したがって、公益信託の受託者の権限、義務及び責任は、目的信託の受託者の権限、義務及び責任と同一とすることが相当であると考えられる。

第2 公益信託の信託管理人

1 公益信託における信託管理人の必置

公益信託をするときは、信託管理人を指定する定めを設けなければならないものとするかどうか。

○部会資料35の第3「公益信託の信託管理人」

公益信託をするときは、信託管理人を指定する定めを設けなければならないものとするかどうか。

(補足説明)

- 1 公益信託法は、公益信託をするときに、信託管理人を指定する定めを設けることを義務付けていない。ただし、許可審査基準「6 機関」(1)は、公益信託はその適正な運営を確保するため信託管理人を置かなければならないと定めている。また、税法上の特定公益信託及び認定特定公益信託でも信託管理人を置くことが税制優遇を受けるための要件とされている(所得税法第78条第3項、所得税法施行令第217条の2第1項第5号等)。
- 2 第35回会議では、部会資料35の第3の提案について異論はなかった。その上で、信託管理人を指定する定めを設けていることを信託法第258条第4項のような形で規定するのか、それとも新たな公益信託の認定基準として手続的な面から規定するのかについて、信託管理人を指定する定めがないことの法的効果を踏まえて検討すべき旨の指摘があった。
- 3 本文では、部会資料35の第3の提案と同様の提案をしており、その内容及び理由に変更はない。本文の提案を具体化する方法としては、公益信託法の中に信託法第258条第4項及び第8項と同様の規定を置き、公益信託の信託行為で信託管理人を指定する定めを設けなければならないとし、信託管理人が欠ける状態

が1年間継続したときは、当該信託は終了することを想定している。

その上で、これを公益信託の認定基準とするか否かを検討するに、公益信託の信託管理人の資格（後記第2の3）について認定基準を設け、その資格の有無を行政庁が判断するのであれば、公益信託の認定申請がされた信託の信託行為で信託管理人を指定する定めが設けられていることがその資格審査の前提となるから、信託管理人の資格に関する認定基準とは別に、信託行為で信託管理人を指定していることを認定基準として置く必要はなく、公益信託の認定基準としては信託管理人の資格に関するものを規定すれば足りると考えられる。

2 公益信託の信託管理人の権限・義務、報酬

- (1) 公益信託の信託管理人の権限・義務は、目的信託の信託管理人の権限・義務と同等のものとするかどうか。
- (2) 信託行為の定めによって公益信託の信託管理人の権限を制限することは原則として（注1）できないものとするかどうか。
- (3) 公益信託の信託管理人の報酬が不当に高額にならない範囲の額又は算定方法が信託行為で定められていることを認定基準とするかどうか（注2）。

（注1）例外として、受託者の辞任、解任及び新受託者の選任や、信託の変更などの場面で外部の第三者機関が手続に関与するときは、信託行為による信託管理人の権限の制限を可能とすることを想定している。

（注2）この認定基準を当該公益信託が満たさない状況になった場合には、公益信託の認定の任意的取消事由となる（その場合には信託が終了する可能性がある。）ことを想定している。

○部会資料35の第3の2「公益信託の信託管理人の権限」

公益信託の信託管理人は、目的信託の信託管理人が有している権限と同等の権限を有するとするかどうか。

○部会資料35の第3の3「信託行為の定めによる権限の制限の可否」

【甲案】：信託行為の定めによって公益信託の信託管理人の権限のうち信託法第145条第2項各号の権限を制限することはできないものとする。

【乙案】：信託行為の定めによって公益信託の信託管理人の権限を制限することは全てできないものとする。

○部会資料35の第3の4「公益信託の信託管理人の義務」

公益信託の信託管理人の義務は、目的信託の信託管理人の義務と同一のものとするかどうか。

○部会資料35の第3の6「公益信託の信託管理人の報酬」

公益信託の信託管理人の報酬について、当該信託管理事務の内容、当該

信託の経理の状況等を考慮して、不当に高額とならない範囲の額又は算定方法が信託行為で明確に定められていることを必要とするものとするかどうか。

(補足説明)

- 1 公益信託については、公益信託法に特則規定があるものを除き、信託法上の目的信託の規定が適用されており、公益信託の信託管理人の権限・義務は、受託者の辞任の同意権を除く（公益信託法第7条）などの特則を除いては目的信託の信託管理人の権限・義務と同一とされている。

信託法第125条第1項ただし書は、信託行為に別段の定めがあるときは信託管理人の権限を変更することができる旨規定している。ただし、同法第258条第4項は、遺言の方法によって目的信託をする際には信託管理人の権限のうち同法第145条第2項各号（第6号を除く。）に掲げるものを行使する権限を制限する定めを設けることはできないと規定している。

信託法第127条第3項は、信託管理人は、商法第512条の規定の適用がある場合のほか信託行為に報酬を受ける旨の定めがある場合に限り受託者に報酬を請求することができる規定し、信託法第127条第5項は、報酬の額は、信託行為に報酬の額又は算定方法に関する定めがあるときはその定めるところにより、その定めがないときは相当の額とすると規定している。また、特定公益信託及び認定特定公益信託においては、信託管理人がその信託財産から受ける報酬の額が、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないことが要件とされている（所得税法施行令第217条の2第1項第7号等）。

- 2 第35回会議では、部会資料35の第3の2の提案（公益信託の信託管理人の権限は、目的信託の信託管理人の権限と同等とする）について特段の異論はなかった。また、部会資料35の第3の3の【甲案】（信託行為によって信託法第145条第2項各号の信託管理人の権限を制限することはできないものとする）を支持する意見はなく、【乙案】（信託行為によって信託管理人の権限を制限することは全てできないものとする）を受託者の辞任・解任、信託の変更・終了等の例外を除き支持する意見等があった。さらに、部会資料35の第3の4の提案（公益信託の信託管理人の義務は、目的信託の信託管理人の義務と同一とする）について特段の異論はなかった。なお、公益信託の信託管理人の任務が終了した場合には旧信託管理人が新信託管理人就任時までその任務を遂行する権利義務があるようにすべきであるとの意見や公益信託の信託管理人にも受託者の信託財産の損失でん補責任と同様の責任を負わせるべきであるとの意見があったが、それでは信託管理人に過剰な負担を負わせることになり信託管理人の確保が難しくなるとし

て反対し、善管注意義務違反による損害賠償責任を負わせることで足りるという意見もあった。また、部会資料35の第3の6の提案（公益信託の信託管理人の報酬について不当に高額とまらない範囲の額又は算定方法が信託行為で明確に定められていること）には基本的な了解が得られた。

- 3 本文では、部会資料35の第3の2、4及び6の提案と部会資料35の第3の3の【乙案】をまとめ、その一部を修正したものを提案しており、それらの内容及び理由に概ね変更はない。

なお、公益信託の信託管理人について信託法第59条第4項（受託者の任務終了の場合の前受託者の任務の継続）のような規定や、同法第40条（受託者の損失でん補責任）のような規定を設けるべきでないことについては、部会資料35の15頁から16頁に記載した考え方を維持している。

3 公益信託の信託管理人の資格

公益信託の信託管理人は

【甲案】：信託法第124条の信託管理人の欠格事由に該当しないこと、公益法人認定法第6条第1号と同様の事由に該当しないことに加え、委託者又は受託者及びこれらの者の親族、使用人等の委託者又は受託者と特別の関係を有する者に該当しないことを必要とする（注）。

【乙案】：【甲案】の事由に加え、当該公益信託の目的に照らして、これにふさわしい学識、経験及び信用を有することを必要とする（注）。

（注）公益信託申請時の信託管理人が上記の資格を備えていることが認定基準となり、認定後に信託管理人が上記の資格を喪失した場合には、信託管理人の任務終了事由となることを想定している。

○部会資料35の第3の5「公益信託の信託管理人の資格要件」

【甲案】：信託法第124条の信託管理人の欠格事由に該当しないこととする。

【乙1案】：【甲案】の欠格事由に加え、公益法人認定法第6条第1号と同様の欠格事由に該当しないこととする。

【乙2案】：【甲案】の欠格事由に加え、委託者又は受託者及びこれらの者の親族、使用人等の委託者又は受託者と特別の関係を有する者に該当しないこととする。

【乙3案】：【甲案】の欠格事由に加え、当該公益信託の目的に照らして、これにふさわしい学識、経験及び信用を有するものであることとする。

(補足説明)

- 1 信託管理人の資格に関しては、信託法第124条において、未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人であること(同条第1号)、当該信託の受託者であること(同条第2号)が信託管理人の欠格事由として規定されている。

また、許可審査基準「6 機関」(2)イは、公益信託の信託管理人が、①当該公益信託の目的に照らして、これにふさわしい学識、経験及び信用を有するものであること、②当該信託の委託者又は受託者並びにこれらの者と親族、使用人等特別の関係を有する者でないこと、③原則として個人であることを公益信託の引受け許可の要件としている。

他方、公益法人認定法第6条第1号は、公益法人の欠格事由として、その理事、監事及び評議員に人的属性として不適格な者がいる場合を規定している。

- 2 第35回会議では、部会資料35の第3の5の【甲案】を支持する意見はなく、【乙2案】を支持する意見があったほか、【乙3案】を支持する意見があった。また、信託管理人がその資格を公益信託の認定後に喪失したことは、信託管理人の任務終了事由とし、公益信託の認定を取り消す必要はないとすることに異論はなかった。なお、【乙2案】について、信託管理人を複数置く場合には信託財産の拠出者として公益信託の運営に関心を持つ委託者が信託管理人の一人になることを認めても良い旨の意見があった。また、【乙3案】のような積極要件は、助成先を決める判断に必要なものであり、受託者の監督に際しては不要である旨の指摘があった。なお、信託管理人の任期を4年から6年として法律上規定すべきであるとの意見もあったが、任期制を法律上規定する必要はないとの意見もあった。

- 3 本文では、部会資料35の第3の5の【乙2案】を【甲案】、【乙3案】を【乙案】として示している。

その上で、公益法人認定法第6条第1号は、公益法人の理事、監事等の属性を定めたものであるが、公益信託の信託管理人としては法人のほか自然人が就任することも可能であり、現在の公益信託の実務では専ら自然人が信託管理人となっていることに照らし、法人と信託の異同に留意して公益信託法の規律を検討する必要がある。

なお、信託管理人が複数選任されている場合であっても、例えば、外部の第三者機関に対する信託管理人の解任申立権を委託者に与えるなど、公益信託設定時の信託行為によって委託者の監督権限を設けることは可能であるから、委託者が信託管理人になることを認めるまでの必要はないと考えられる。

また、一般の信託の信託管理人に任期制は義務付けられていない上、信託管理人が病気や高齢化によりその任務を果たせなくなった場合には、信託管理人の辞任や

解任による対応が可能であることからすると、公益信託の信託管理人の任期制を法律上義務付けることは相当でないと考えられる。

第3 公益信託の委託者

公益信託の委託者は

【甲案】：信託の利害関係人が有する権限のみを行使できるものとする(注)。

【乙案】：【甲案】の権限に加えて、受益者の定めのある信託の委託者が有する権限を行使できるものとする(注)。

(注)デフォルトルールであり、信託法上の原則に則り信託行為による委託者の権限の増減は認められることを想定している。

○部会資料35の第4「公益信託の委託者」

【甲案】：信託の利害関係人が有する権限のみを行使できるものとする。

【乙案】：【甲案】の権限に加えて、受益者の定めのある信託の委託者が有する権限を行使できるものとする。

【丙案】：【甲案】及び【乙案】の権限に加えて、目的信託の委託者が有する権限を行使できるものとする。

(補足説明)

1 受益者の定めのある信託の委託者は、信託事務の処理の状況等に関する報告請求権(信託法第36条)のように、信託法上、委託者が権利者として規定されている権限を有するほか、信託行為の定めによって同法第145条第2項に規定する権限の全部又は一部を有するものとすることができる。

また、同法第260条第1項により、信託行為により設定される目的信託においては、委託者に同法第145条第2項各号(第6号を除く。)に掲げる権利を有する旨の定めが設けられたものとみなされ、それを信託の変更によって変更することはできないとされている。

2 第35回会議では、部会資料35の第4の【甲案】を支持する意見及び【乙案】を支持する意見があったが、【丙案】を支持する意見はなかった。なお、信託の運営に参加する権限と受託者の監督に関する権限とでは大きく異なり、前者は公益信託の委託者に認めなくてもよいが、後者は委託者に認めてもよいとの指摘もあった。

3 本文では、部会資料35の第4の【甲案】及び【乙案】を、【甲案】及び【乙案】として同様に提案し、部会資料35の第4の【丙案】は提案から除いている。本文の【甲案】及び【乙案】の内容及び理由に部会資料35の第4から変更はない。

第4 運営委員会等

公益信託法には、運営委員会等に関する規律を設けないものとする
ことどうか（注）。

（注）各公益信託の必要に応じ、公益信託の信託行為で運営委員会等を設けること
を定めることは許容されることを前提としている。

○部会資料35の第6「運営委員会等」

【甲案】：公益信託をするときは、受託者に対する助言的な役割を果たす運営
委員会を設けることを信託行為で定めなければならないとする規律を
設ける。

【乙案】：公益信託をするときは、受託者に対する監督の役割を果たす信託管
理人以外の主体を設けることを信託行為で定めなければならないとす
る規律を設ける。

【丙案】：上記の各規律を設けない。

（補足説明）

- 1 信託法及び公益信託法上、運営委員会等に関する規律は存在しない。
もともと、許可審査基準「6 機関」（1）では、「公益信託は、その適正な運
営を確保するため、（中略）運営委員会等を設置していなければならない。」とさ
れている。また、税法上の特定公益信託及び認定特定公益信託でも、公益信託の
受託者が信託財産の処分を行う場合には当該公益信託の目的に関し学識経験を有
する者の意見を聴くことが税制優遇を受けるための要件とされている（所得税法
施行令第217条の2第1項第6号等）。
- 2 第35回会議では、部会資料35の第6の【丙案】を支持する意見が多数を占
めた。他方、信託銀行に財産管理の専門的知識・能力はあるが、受給権者を選ぶ
専門的知識・能力はなく、これを補う機関がなければ実務的に公益信託が機能し
ないとして【甲案】を支持する意見もあったが、信託銀行以外が受託者となる場
合や事業型の公益信託などでは助言的な役割を果たす運営委員会は不要となる
としてこれに反対する意見もあった。また、公益信託の受託者に対する助言的な役
割に加え、受託者の監督の役割を果たす【甲案】及び【乙案】の複合型の運営委
員会を必置とすべきとの意見があった。
- 3 本文では、第35回会議で多数を占めた【丙案】を単独で提案している。本文
の提案の内容及び理由に部会資料35の第6の【丙案】から変更はない。
なお、仮に、公益信託の監督・ガバナンスの一次的な役割を信託関係人が担い、
二次的な役割を行政庁が担うことを徹底させるのであれば、信託関係人を公益信

託についてのみ増加させることも考えられないわけではない。

しかし、運営委員会等の設置を法律上一律に義務付けることは、信託会社以外に公益信託の受託者の担い手を広げ、事業型の公益信託も可能とするなどの将来的な公益信託の利用の拡大、多様化の方向性を阻害する可能性がある。また、受託者に対する助言的な役割を果たす運営委員会等については、受託者が自らの識見で公益信託の運営を行うことが可能であるならばそれを必置とするまでの必要はなく、それが難しい場合に必要に応じて運営委員会等を任意に設置する、あるいは公平に公益信託事務を処理する仕組みを信託内部で整えることにより対応できるものと言える。さらに、信託管理人による監督を強化するために、更にその次の監督をする機関として運営委員会等を設けることは、法人と異なる軽量・軽装備という公益信託のメリットを維持する要請に相反する面があり、受託者の監督機関である信託管理人が適切にその権限を行使し、きちんとその機能が果たされるようにすることがむしろ重要であると考えられる。諸外国の信託法制との比較においても、運営委員会等のような信託関係人を法律上規定している国は見当たらない。したがって、公益信託法には、運営委員会等に関する規律を設けないものとするのが相当であると考えられる。

第5 公益信託外部の第三者機関による監督

1 行政庁（公益信託の認定・監督を行う行政庁。以下同じ。）の権限

- (1) 公益信託法第3条は廃止することでどうか。
- (2) 公益信託法第4条第1項の規律を次のように改めることでどうか。

ア 行政庁は、公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度において、受託者に対し、その公益信託事務及び信託財産の状況について必要な報告を求め、又は、その職員に、当該受託者の事務所に立ち入り、その公益信託事務及び信託財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

イ 行政庁は、公益信託が認定基準のいずれかに適合しなくなったとき等（注）に該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、受託者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

ウ 行政庁は、上記イの勧告を受けた受託者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該受託者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

エ 行政庁は、上記ウの命令を受けた受託者が、正当な理由がなく、その命令に従わなかったときは、当該公益信託の認定を取り消さなければならない。

(注) 公益信託の認定基準のいずれかに適合しなくなったときのほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反した場合（公益法人認定法第29条第2項第3号参照）等を想定している。

○部会資料36の第1の1「公益信託の認定を行う行政庁等の権限」

公益信託の認定を行う行政庁等は、公益信託事務の処理の検査、勧告・命令、公益信託の認定取消しの各権限を有するものとするかどうか。

(補足説明)

1 公益信託法上、主務官庁は、公益信託を監督し（同法第3条）、公益信託事務の処理についての検査等の権限（同法第4条第1項）を有している。

2 第36回会議では、部会資料36の第1の1の提案を支持する意見が多数を占めた。その上で、行政庁が積極的に公益目的をプロモートするような形で監督権限を行使するのは適切でないとの指摘があった。また、公益信託の認定基準に違反する行為を是正する場面と、公益目的をプロモートする場面の中間としてコンプライアンス違反、法令違反を是正する場面があり、その中間の場面の監督を行政庁が行うかどうかを検討すべきであるとの指摘もあった。

3 本文では、部会資料36の第1の1の提案をより具体化、明確化したものを新たな提案として示しているが、その実質的内容及び理由に特段の変更はない。

その上で、行政庁の具体的な権限の範囲について検討するに、公益目的をプロモートするような形で行政庁が積極的・後見的に監督権限を行使することは相当でないが、公益信託の認定・監督を行う行政庁が、受託者の認定基準に違反する行為を把握した場合にその是正を受託者に求めるなどの監督権限を行使することは当然認められて良いし、受託者の法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反する行為を把握した場合にも行政庁が監督権限を行使することは認められて良いと考えられる。

なお、公益信託法第4条第1項の財産供託命令の権限については、そもそも主務官庁の許可・監督を前提とした権限であり、公益信託事務の効果を維持・保全するという供託命令の趣旨は、受託者の資格として公益信託事務を適正に処理する能力を要求し、それが満たされない場合には受託者の任務を終了させるなどの方法により達成できることからすると、これを廃止することが相当であると考えられる。

2 裁判所の権限

裁判所は、公益信託法第8条が裁判所の権限として規定している権限を有するものとするかどうか（注）。

（注）公益信託法第5条（公益信託の変更命令）、第6条（公益信託の変更・併合・分割）及び第9条（公益信託の継続）の各権限については、部会資料37でこれらを裁判所の権限とするか否を検討しており、それを踏まえ別途検討する。

○部会資料36の第1の2「裁判所の権限」

裁判所は、公益信託法第8条が裁判所の権限として規定している権限を有するものとするかどうか。

（補足説明）

- 1 公益信託法第8条は、公益信託に関する裁判所の権限について、目的信託に関する裁判所の権限は、原則として主務官庁に属するとし、裁判所の権限を主務官庁に移行させた上で、信託法第58条第4項（受託者の解任）等の権限は主務官庁が職権で行使できるとする。また、公益信託法第5条、第6条及び第8条第1号により公益信託の変更は、裁判所の権限ではなく、主務官庁が受託者等の申立て又は職権により行うことが可能な権限として位置付けられている。このように、公益信託法は、主務官庁の権限を強化する一方、公益信託法第8条第2号から第5号までの権限については目的信託に関する裁判所の権限を、公益信託に関する裁判所の権限として定めている。
- 2 第36回会議では、部会資料36の第1の2の提案を支持する意見があり、特段の異論はなかった。そこで、本文では、部会資料36の第1の2の提案と同様の提案をしている。なお、公益信託法第8条の非訟的な権限のほかに、詐害信託の取消し（信託法第11条）、詐害信託の否認（同法第12条）、信託財産と固有財産に属する共有物の分割（同法第19条）は、本質的な司法作用に属するものであり、これらの信託法の規定は当然公益信託にも適用されるから、これらが裁判所の権限であることを公益信託法に改めて規定する必要はないと考えられる。

3 検査役の選任

検査役の選任権限は

【甲案】：行政庁が有するものとする。

【乙案】：裁判所が有するものとする。

○部会資料36の第1の3「検査役の選任に関する権限」

検査役の選任に関する権限については

【甲案】：公益信託の認定を行う行政庁等有するものとする。

【乙案】：裁判所が有するものとする。

(補足説明)

- 1 信託法第46条, 第125条第1項によれば, 受託者の信託事務の処理に関し, 不正の行為又は法令若しくは信託行為の定め違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは, 信託管理人は, 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を調査させるため, 裁判所に対し, 検査役の選任の申立てをすることができ, その申立てがあった場合は, 裁判所は, これを不適法として却下する場合を除き, 検査役を選任しなければならないとされている。他方, 公益信託法第8条は, 公益信託の検査役の選任を主務官庁の権限としている。
- 2 第36回会議では, 部会資料36の第1の3の【甲案】を支持する意見が複数あったが, 【乙案】を支持する意見も複数あった。
- 3 本文では, 部会資料36の第3の【甲案】及び【乙案】と同一の提案をしており, それらの内容及び理由に変更はない。

会社法第358条は, 株式会社の業務の執行に関する検査役の選任を裁判所の権限としており, 多くの法律はこれにならった規定を設けている(例外として, 投資法人及び投資法人に関する法律第110条は, 投資法人の業務の執行に関する検査役の選任を内閣総理大臣の権限としている。)。また, 一般法人法第86条も, 業務の執行に関する検査役の選任を裁判所の権限としていること, 公益信託の入口と出口に当たる行政処分が講学上の確認行為である認定及びその取消しであるならば, その間の行政処分は認定及びその取消しに必要な範囲に限定すべきであり, その範囲内に検査役の選任の権限は含まれないと言えることも【乙案】の理由として付加することが考えられる。

第6 公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任

1 公益信託の受託者の辞任

(1) 信託法第57条の適用の可否

【甲案】：受託者が信託関係人の同意を得て辞任すること（信託法第57条第1項ルート）のみを可能とする（注）。

【乙案】：受託者が外部の第三者機関の許可を得て辞任すること（信託法第57条第2項ルート）のみを可能とする。

【丙案】：受託者が，信託関係人の同意を得て辞任すること（信託法第57条第1項ルート）も，外部の第三者機関の許可を得て辞任すること（同条第2項ルート）も両方可能とする（注）。

（注）【甲案】及び【丙案】の信託法第57条第1項ルートは，デフォルトルールであり，信託行為に別段の定めがある（同項ただし書）ときはそれによる（例えば，信託行為で受託者が信託関係人の同意を得て辞任することを許容しないことを定めることができる。）ことを前提としている。

○部会資料36の第2の1（1）「受託者が委託者及び信託管理人の同意を得て辞任することを可能とするか否か。」

【甲案】：受託者が委託者及び信託管理人の同意を得て（外部の第三者機関の許可なく）辞任することを可能とする。

【乙案】：受託者が外部の第三者機関の許可なく辞任することを可能としない。

（補足説明）

- 1 受益者の定めのある信託の受託者は，委託者及び受益者の同意を得て辞任することが可能であり（信託法第57条第1項本文），信託行為に定められた方法により辞任することも可能である（同項ただし書）。また，受益者の定めのある信託の受託者は，やむを得ない事由があるときは裁判所の許可を得て辞任することもできる（同法第57条第2項）。

次に，目的信託の受託者は，当該信託の委託者の同意（信託管理人が現に存する場合には委託者及び信託管理人の同意）を得て辞任することができる（信託法第261条第1項，同法第57条第1項）。信託行為に定められた方法により辞任すること及びやむを得ない事由があるときに裁判所の許可を得て辞任できることは受益者の定めのある信託と同様である。

他方，公益信託法は受託者の辞任について特別規定（同法第7条）を置いており，公益信託の受託者は，やむを得ない事由がある場合に限り，主務官庁の許可を得て辞任することが可能とされている。同条の存在により，公益信託の受託者は，委託者及び信託管理人の同意を得ても辞任できないと解されている。

2 第36回会議では、部会資料36の第2の1(1)の【甲案】を支持する意見が複数あったが、【乙案】を支持する意見も複数あった。また、信託管理人及び運営委員会の同意を条件に受託者の辞任を可能とするべきであるとの意見も出された。

3 本文では、部会資料36の第2の1(1)の【甲案】及び【乙案】と同様の提案をしており、それらの内容及び理由について変更はない。【乙案】は公益信託法第7条に基づく現在の取扱いに近い考え方である。

その上で、今回は、信託法第57条は、第1項で受託者が信託関係人の同意を得て辞任することを可能とし、第2項で受託者が裁判所の許可を得て辞任することを可能としていることに合わせ、【甲案】又は【乙案】よりも柔軟な制度を指向する観点から、【甲案】及び【乙案】の両方のルートを可能とする【丙案】を新たに示している。

(2) 信託関係人の同意による受託者の辞任を認める場合（信託法第57条第1項ルート）

ア 受託者の辞任事由

【甲案】：「やむを得ない事由」を必要とする。

【乙案】：上記を必要としない。

イ 受託者の辞任手続

【甲案】：委託者及び信託管理人の同意を必要とする（注）。

【乙案】：信託管理人の同意を必要とする（注）。

（注）デフォルトルールであり、信託法上の原則に則り信託行為による別段の定めは認められることを想定している。

(3) 外部の第三者機関の許可による受託者の辞任を認める場合（信託法第57条第2項ルート）

ア 受託者の辞任事由は、「やむを得ない事由」とする。

イ 受託者の辞任手続は、

【甲案】：行政庁の許可を必要とする。

【乙案】：裁判所の許可を必要とする。

○部会資料36の第2の1(2)「公益信託の受託者が外部の第三者機関の許可を得て辞任することを可能とするか否か、また、許可を行う外部の第三者機関を公益信託の認定を行う行政庁とするか、裁判所とするか。」

公益信託の受託者は、やむを得ない事由がある場合に限り

【甲案】：公益信託の認定を行う行政庁等の許可を得て辞任することができるものとする。

【乙案】：裁判所の許可を得て辞任することができるものとする。

(補足説明)

1 第36回会議では、部会資料36の第2の1(2)【甲案】を支持する意見があったが、【乙案】を支持する意見もあった。

また、受託者の後任候補が選任されることが確実である場合には、その就任を待って旧受託者は辞任すれば良く「やむを得ない事由」は不要である旨の意見や、既に後任候補者がいる場合には「やむを得ない事由」を緩やかに解した方が良いとの意見もあった。さらに、公益信託の維持を図る観点に照らして信託法とは異なる意味で「やむを得ない事由」が判断される可能性があることからすれば、辞任事由を「やむを得ない事由」と表現することに疑問が残るとの指摘もあった。

2 本文(2)について

ア 本文アでは、公益信託の受託者の辞任事由として「やむを得ない事由」を必要とする【甲案】と、上記を必要としない【乙案】を示している。【甲案】は公益信託の継続性・安定性を確保するために、信託関係人の同意に加え「やむを得ない事由」を辞任事由として必要とする考え方である。他方、【乙案】は、信託法第57条第1項において信託関係人の同意があれば事由は問わず受託者の辞任が認められていることに合わせた考え方である。【甲案】については、後記本文(3)の外部の第三者機関の許可を得て辞任する場合や受託者の解任の場合と異なり、受託者が辞任について信託関係人の合意を得ている場合に辞任事由を法律で付加して要求することの合理性が明らかでないという問題点の指摘があり得る。

イ 本文イでは、公益信託の受託者の辞任手続について、委託者及び信託管理人の同意を必要とする【甲案】と、信託管理人の同意のみで足りるとする【乙案】を示している。【甲案】は、信託法第57条第1項の「委託者及び受益者の同意」は、同法第261条により「委託者及び信託管理人の同意」と読み替えられることに加え、実質的にも、信託財産を拠出した委託者は、その公益信託の運営に関心を持っていることが想定されることから、受託者の辞任を信託関係人の同意により認める場合には、原則として、信託管理人の同意に加え、委託者の同意も必要とするべきであるとする考え方である。他方、【乙案】は、公益信託の公平な運営を確保する見地からは、委託者が関与して公益信託の運営が左右される状況はできるだけ排除することが望ましいことから、原則として、受託者の辞任には委託者の同意を必要とせず、信託管理人の同意のみで足りるものとすべきであるとの考え方である。

3 本文（3）について

ア 本文アでは、部会資料36の第2の1（2）と同様の提案をしており、その内容及び理由に変更はない。

イ 本文イでは、部会資料36の第2の1（2）の【甲案】及び【乙案】と同様の提案をしており、それら内容及び理由に変更はない。なお、公益信託の認定の入口と出口に当たる行政処分が講学上の確認行為である認定及びその取消しであるならば、その間の行政処分は認定及びその取消しに必要な範囲に限定するべきであり、その範囲内に受託者の辞任を許可する権限は含まれないと言えることも【乙案】の理由として付加することが考えられる。

2 公益信託の受託者の解任

(1) 信託法第58条の適用の可否

【甲案】: 受託者を委託者及び信託管理人の合意により解任すること（信託法第58条第1項ルート）のみを可能とする（注）。

【乙案】: 外部の第三者機関が信託関係人の申立てにより受託者を解任すること（信託法第58条第4項ルート）のみを可能とする。

【丙案】: 受託者を委託者及び信託管理人の合意により解任すること（信託法第58条第1項ルート）及び外部の第三者機関が信託関係人の申立てにより受託者を解任すること（同条第4項ルート）の両方を可能とする（注）。

（注）信託法第58条第1項ルートは、デフォルトルールであり、信託行為に別段の定めがある（同条第3項）ときはそれによる（例えば、信託行為で受託者を委託者及び信託管理人の合意により解任することを許容しないことを定めることができる。）ことを前提としている。

○部会資料36の第2の2（1）「受託者を委託者及び信託管理人の合意により解任することを可能とするか否か。」

【甲案】: 受託者を委託者及び信託管理人の合意により（外部の第三者機関の許可なく）解任することを可能とする。

【乙案】: 受託者を外部の第三者機関の許可なく解任することを可能としない。

（補足説明）

1 まず、受益者の定めのある信託の受託者は、委託者及び受益者の合意によりいつでも解任が可能であり（信託法第58条第1項）、また信託行為に定められた方法による受託者の解任も可能である（同条第3項）。また、受益者の定めのある信託の受託者が任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと等の重要な事由があるときは、委託者又は受益者は、裁判所に対して受託者の解任申立てができ

る（同条第4項）。

次に、目的信託の受託者は、委託者（信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び信託管理人の合意）によりいつでも解任が可能とされており（同法第261条第1項、第58条第1項）、受託者が任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと等の重要な事由があるときは委託者（信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者又は信託管理人）の裁判所に対する解任申立てが可能とされている（同法第261条第1項、第58条第4項）が、信託行為に定められた行為により解任が可能であることは受益者の定めのある信託と同様である。

他方、公益信託の受託者は、その任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと等の重要な事由があるときは、委託者又は信託管理人による主務官庁に対する受託者解任の申立てを受けて主務官庁により解任される場合があるほか、主務官庁の職権により解任される場合もある（公益信託法第8条、信託法第58条第4項）。

2 第36回会議では、部会資料36の第2の2（1）の【甲案】を支持する意見があったが、【乙案】を支持する意見もあった。

3 本文では、部会資料36の第2の2（1）の【甲案】及び【乙案】と同様の提案をしており、それらの内容及び理由に変更はない。【乙案】は公益信託法第8条に基づく現在の取扱いに近い考え方である。

その上で、信託法第58条は、第1項で信託関係人がその合意により受託者を解任することを可能とし、第4項で外部の第三者機関が信託関係人の申立てにより受託者を解任することを可能としていることに合わせ、【甲案】又は【乙案】よりも柔軟な制度を指向する観点から、【甲案】及び【乙案】の両方のルートを可能とする【丙案】を新たに示している。

【甲案】及び【丙案】の信託法第58条第1項ルートでは、受託者の解任には委託者及び信託管理人の合意が必要であることを提案している。これは、公益信託の受託者の解任手続として、信託管理人が現に存する場合には、同項の「委託者及び受益者」は、同法第261条により「委託者及び信託管理人」と読み替えられることに加え、実質的にも、信託財産を抛出した委託者は、その公益信託の運営に関心を持っていることが想定されることを理由とするものである。もっとも、信託管理人が現に存しない場合には、信託法第58条第1項の「委託者及び受益者」は、信託法第261条により「委託者」と読み替えられることになるが、新たな公益信託において信託管理人は必置とされることが想定されるほか、公益信託の公平な運営を確保する見地からは、委託者が関与して公益信託の運営が左右される状況はできるだけ排除することが望ましいことからすると、委託者が単独で受託者を解任することは可能とすべきでないものと考えられる。

(2) 委託者及び信託管理人の合意による受託者の解任を認める場合（信託法第58条第1項ルート）

【甲案】：受託者の解任事由として「受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき」（注）を必要とする。

（注）信託法第58条第4項の事由であるが、「正当な理由がある場合」（会社法第339条第2項）、「職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき」（一般法人法第176条）等の別の事由とすることもあり得る。

【乙案】：上記を必要としない。

(3) 外部の第三者機関による受託者の解任を認める場合（信託法第58条第4項ルート）

ア 受託者の解任事由

「受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき」とする。

イ 受託者の解任申立権者

【甲案】：公益信託の委託者及び信託管理人とする（注）。

【乙案】：公益信託の信託管理人とする（注）。

（注）デフォルトルールであり、信託法上の原則に則り信託行為による別段の定めは認められることを想定している。

ウ 受託者の解任権限を有する外部の第三者機関

【甲案】：行政庁とする。

【乙案】：裁判所とする。

○部会資料36の第2の2（3）「公益信託の受託者の解任事由」

公益信託の受託者の解任事由は、受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときとすることかどうか。

○部会資料36の第2の2（2）「公益信託の受託者の解任申立権」

【甲案】：公益信託の委託者及び信託管理人に受託者の解任申立権を付与するものとする。

【乙案】：公益信託の信託管理人に受託者の解任申立権を付与するものとする。

○部会資料36の第2の2（4）「公益信託の受託者の解任権」

受託者に前記(3)の解任事由があるときは

【甲案】：公益信託の認定を行う行政庁等が申立てに基づき受託者を解任できるものとする。

【乙案】：裁判所が申立てに基づき受託者を解任できるものとする。

(補足説明)

1 第36回会議では、部会資料36の第2の2(3)の提案を支持する意見が多数を占めたが、公益信託の受託者の解任事由について、信託法と異なる解釈が認められないというのは行き過ぎである旨の指摘もあった。

また、部会資料36の第2の2(2)の【甲案】を支持する意見があったが、【乙案】を支持する意見もあった。

さらに、部会資料36の第2の2(4)の【甲案】を支持する意見があったが、【乙案】を支持する意見もあった。なお、受託者の解任でしか問題が解決しない場合に信託管理人が受託者の解任を申し立てなければ行政庁が動くほか方法がないので、行政庁による職権の解任も認めるべきであり、その場合に公益信託の認定を取り消すのは本末転倒であるとの意見もあった。

2 本文(2)について

本文(2)では、公益信託の受託者の解任理由として「受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき」を必要とする【甲案】と、上記を必要としない【乙案】を示している。【甲案】は、公益信託の継続性・安定性を確保するためには、受託者の解任を信託関係人の合意のみで行わせることは相当でなく、「受託者がその任務に反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき」を解任理由として必要とする考え方である。他方、【乙案】は、信託法第58条第1項において信託関係人の合意があれば事由は問わず受託者の解任が認められていることに合わせた考え方である。

3 本文(3)について

ア 本文アでは、部会資料36の第2の2(3)の提案と同様の提案をしており、その内容及び理由に変更はない。

イ 本文イでは、部会資料36の第2の2(2)の【甲案】及び【乙案】と同じ提案をしており、それらの内容及び理由に変更はない。その上で、仮に本文ウで【乙案】を採り、裁判所が受託者の解任権を有するものとした場合には、受託者の解任申立権者に行政庁を付加するという考え方もあり得る。

ウ 本文ウでは、部会資料36の第2の2(4)の【甲案】及び【乙案】と同様の提案をしており、それぞれの内容及び理由に変更はない。なお、信託関係人による内部のガバナンスが機能していない場合に行政庁が立入検査等で不適切な受託者を発見したときは行政庁の職権による受託者の解任を認めるべきであるという考え方もあり得る。もっとも、公益信託の認定の入口と出口に当たる

行政処分が講学上の確認行為である認定及びその取消しであるならば、その間の行政処分は認定及びその取消しに必要な範囲に限定するべきであり、その範囲内に職権による受託者の解任の権限は含まれないとの考え方があり得る。

3 公益信託の新受託者の選任

【甲案】： 行政庁が利害関係人の申立てに基づき新受託者を選任することができるものとする。

【乙案】： 裁判所が利害関係人の申立てに基づき新受託者を選任することができるものとする。

○部会資料 36 の第 2 の 3 「公益信託の新受託者の選任」

公益信託の認定を行う行政庁等が利害関係人の申立てに基づき新受託者を選任することができるものとするかどうか。

(補足説明)

- 1 まず、受益者の定めのある信託では、受託者が辞任又は解任等により存在しなくなり、新たな受託者を補充する場合、信託行為に新受託者に関する定めがあるときはそれにより、当該定めがない場合又は当該定めにより新受託者として指定された者が受任しない場合等は、委託者及び受益者の合意により新受託者を選任することができる（信託法第 6 2 条第 1 項）。また、委託者が現に存しない場合には、受益者が単独で新受託者を選任することができる（同条第 8 項）。また、委託者及び受益者の合意に係る協議の状況（委託者が現に存しない場合には受益者の状況）に照らし、必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新受託者を選任することができる（同法第 6 2 条第 4 項、第 8 項）。

次に、目的信託では、委託者及び信託管理人の合意による新受託者の選任が可能とされており（同法第 2 6 1 条第 1 項、第 6 2 条第 1 項）、委託者が現に存しない場合には、信託管理人単独による新受託者の選任が可能とされている（同法第 2 6 1 条第 1 項、第 6 2 条第 1 項、同条第 8 項）。また、委託者の状況（信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び信託管理人の合意に係る協議の状況）に照らし必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより裁判所が新受託者を選任することができるものとされている（同法第 2 6 1 条第 1 項、第 6 2 条第 4 項）。

他方、公益信託では、利害関係人の申立てにより主務官庁が新受託者を選任することができるほか、主務官庁が職権で新受託者を選任することができる（公益信託法第 8 条、信託法第 6 2 条第 4 項）。

2 第36回会議では、部会資料36の第2の3の提案（公益信託の認定を行う行政庁等が利害関係人の申立てに基づき新受託者を選任する）を支持する意見があった。他方、上記提案に反対し、旧受託者の辞任や解任の延長線上で、新受託者が連続的に選任される手続きに入るということもあり得るし、新受託者として相応しいか否かの判断は裁判所で行うことが可能であるから、裁判所が新受託者の選任権限を行使すべきである旨の意見もあった。

3 本文では、部会資料36の第2の3の提案（行政庁が利害関係人の申立に基づき新受託者を選任することができるものとする）を【甲案】として示しているが、仮に公益信託それ自体の継続と公益信託の受託者の継続は同一平面上の事象でないことを重視して受託者の辞任や解任には認定行政庁ではなく裁判所が関与することを前提とするならば、その延長線上にある新受託者も裁判所が選任することが相当であるとの考え方もあり得ることから、その考え方を【乙案】として示している。なお、【乙案】を採用する場合には、仮に、公益信託の認定基準として受託者の資格が定められ、その資格を満たしているか否かを行政庁が判断することになるのであれば、裁判所の新受託者の選任手続の過程に行政庁を関与させるなどの方法を採用することも考えられる。

第7 公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任

公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任については，公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任と同様の規律とすることでどうか。

部会資料36の第3であるが，これは本部会資料第6で記載した公益信託の受託者に関する部会資料36の第2と基本的に同様なので，下記のみを記載し，他は省略する。

○部会資料36の第3の2（2）公益信託の信託管理人の解任申立権

【甲案】：公益信託の信託管理人，委託者及び受託者に信託管理人の解任申立権を付与するものとする。

【乙案】公益信託の他の信託管理人及び委託者に信託管理人の解任申立権を付与するものとする。

（補足説明）

1 信託法第128条第2項は，受託者の辞任に関する同法第57条の規定は信託管理人の辞任について，受託者の解任に関する同法第58条の規定は信託管理人の解任について，それぞれ準用する旨規定している。

2 第36回会議では，信託法が，私益信託について，信託管理人の辞任及び解任の規律を受託者の辞任及び解任の規律とパラレルにしていることや，実質的な観点からも，公益信託の信託管理人の辞任，解任等に関する規律と受託者の辞任，解任等に関する規律を異なるものとするべきではないとの意見があった。

また，公益信託においては受託者1名，信託管理人が1名という場合があり得ることからすると公益信託の受託者にも信託管理人の解任申立権を認めて良いとの意見もあったが，信託管理人によって監督される立場にある受託者に信託管理人の解任申立権を与えることには反対する旨の意見もあった。

3 信託法が信託管理人の辞任，解任及び新信託管理人の選任について受託者の規律を準用しており，その仕組みを敢えて公益信託についてのみ変更するまでの必要性は認められないことからすると，公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任については，公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任と同様の規律とすることが相当であると考えられる。

なお，公益信託の受託者と信託管理人の辞任，解任及び新選任の場面で両者に相違が出るとすれば，それは解任の場面である。すなわち，信託法第128条は，委託者又は受益者に受託者の解任申立権を与える同法第58条第4項を信託管理人の解任について準用しており，同法第125条は信託管理人が受益者の権限を有する

旨規定している。そうすると、公益信託の信託管理人の解任申立権は委託者又は他の信託管理人が有することになるが、公益信託において委託者及び他の信託管理人が存在しない場合に1人の信託管理人がその役割を果たすことができないまま存在するのでは公益信託事務の適正な監督に支障を生ずる可能性がある。また、信託管理人の解任に行政庁又は裁判所を関与させるのであれば受託者からの信託管理人の解任申立てを認めても不当な結果を生じる可能性は低いと言える。そうすると、信託管理人の解任の場面においては、公益信託の受託者にも公益信託の信託管理人の解任申立権を付与する（部会資料36の第3の（2）の【甲案】を採用する）ことが相当であると考えられる。

第8 公益信託における情報公開

- 1 公益信託法第4条第2項の趣旨を維持しつつ、受託者による公益信託事務及び信託財産の財産状況の公告（注）の方法として電子公告を認めるなど、関連する規定を整備することでどうか。
- 2 行政庁は、公益信託の認定や認定の取消し等をしたときは、その旨を公示しなければならないものとするかどうか。

（注）信託行為は公告の対象としない。

○部会資料35の第4「公益信託における情報公開」
公益信託における情報公開の内容は、公益財団法人と同等のものとする（信託と法人の相違により導入できないものを除く。）ことでどうか。

（補足説明）

- 1 受託者は、私益信託・公益信託の区別なく「法務省令で定めるところにより、信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録を作成しなければならない」（信託法第37条第1項）。また、受託者は「毎年1回、一定の時期に、法務省令で定めるところにより、貸借対照表、損益計算書その他の法務省令で定める書類又は電磁的記録を作成しなければならない」（同条第2項）。さらに、受益者は、受託者が保存義務を負うすべての書類等のいずれをも閲覧請求できる一方、受益者以外の利害関係人は、貸借対照表及び損益計算書等のみを閲覧請求できる（同法第37条）。そして、これらに加え、公益信託法第4条第2項は、受託者に対し、年一回一定の時期に信託事務及び信託財産の状況を公告する義務を負わせている。
- 2 第37回部会では、部会資料35の第4の提案について基本的な了解が得られた。その上で、受託者においてインターネットによる公表か事業所での備置のいずれかを選択できるようにすべきであるとの指摘、受託者の公表に加えて行政庁

による公表も行うことの趣旨を明らかにした方が良いとの指摘、公益信託の内容のうち個人情報的なものの開示は慎重にすべきである旨の指摘があった。

- 3 公益信託に対する社会の信頼を高めるという観点からは、公益信託の事務処理や財産状況が公開されることが必要である。ただし、法人の権利能力の範囲を画する定款と異なり、信託行為は受託者の権限を制約するもので、両者は性格を異にすることからすると、信託行為を公告の対象に含めることは妥当でないと考えられる。したがって、公益信託法第4条第2項の趣旨を維持しつつ、公益信託事務及び信託財産の財産状況の公告（信託行為は公告の対象としない。）の方法として、電子公告による方法を認めるなど、関連する規定を政省令で整備することが相当であると考えられる。

また、行政庁における情報公開も公益信託に対する信頼を高める上で有用であると言える。そのために、公益法人認定法第10条、第13条第2項、第29条第5項等の規定を参考として、行政庁は、公益信託の認定、変更、取消し等の事項を公示しなければならないとすることが相当であると考えられる。

以上